

府県で計画的に実施されています。その結果、厚生労働省が定める放射性物質に関する暫定規制値を上回る食材は、国による出荷制限等を受けることとなり、市場には流通していないと考えております。したがって、市場に流通している食材は、安全性が確保されているものと考えられるので、給食食材の放射性物質の検査について、現時点では実施しないこととします。なお、今後も引き続き検討することとし、国や東京都等の対応並びに出荷制限等の規制を受ける食材の状況等を踏まえ、実施について判断していきます。

- ② 給食食材への放射能汚染の不安を解消するため、使用食材の生産地の公表について、これまで以上に情報提供に努めます。なお、市場に流通している食材について、生産地により使用を一律に制限することは風評被害を助長することとなるため、対応することは困難です。ただし、これまでに出荷制限の扱いとなった食材が市場に流通したことがあったため、引き続き生産地等の情報収集を行うとともに、国や東京都の動向を注視し、状況の変化に機敏に対応できるよう努めてまいります。
- ③ 国の定めた児童福祉施設最低基準では「児童福祉施設（保育園）において入所している者に食事を提供するときには、当該施設内で調理する方法により行わなければならない」とされております。しかしながら、このような状況の中、保護者の皆さまの不安解消という観点から、可能な範囲での対応はしたいと考えておりますのでご相談ください。その際には、衛生的な配慮から、ご協力をお願いする点もあるかと思いますが、ご理解いただきたいと思っております。

2. 栄養士・教員・保育士への指導・教育の実施について

- ① 現在、危機管理担当課・環境課・池袋保健所健康推進課といった関係部局と連携を取り、放射性物質等の安全性に係る問題に対応しております。今後もさらに連携を密にし、情報収集・迅速な対応をしてまいりたいと考えております。
- ② 栄養士を対象とした池袋保健所主催による講習会、また子ども家庭部主催による全職種を対象とした研修会の開催を9月に予定しております。
- ③ 先日、危機管理担当課・環境課・池袋保健所健康推進課の共催による、区民を対象とした研修会を開催いたしました。保育園の保護者の皆様にも多数ご参加いただいたところでございます。現時点では、保育園の保護者のみを対象とした説明会を開催することは計画しておりません。